

## 松山⇄北海道内空港間利用促進キャッシュバックキャンペーン助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、松山空港利用促進協議会（以下「協議会」という。）が、羽田、伊丹空港の利用促進及び新千歳線の運航再開に向けた北海道と愛媛県の双方向の需要喚起を図るため、羽田、伊丹空港を経由し、松山―北海道内空港間を利用した方を対象に、航空代金の一部をキャッシュバックするキャンペーンを実施することに関して必要な事項を定める。

### (助成対象者、対象期間及び助成額)

第2条 助成対象者、キャンペーン対象期間及び助成額等は、次表のとおりとする。

助成対象者	キャンペーン対象期間及び 受付期間	助成額及び助成予定数
対象期間内において、羽田、伊丹空港経由で松山＝北海道内空港間を利用した者 ※往復 50,000 円以上の場合は、10,000 円分キャッシュバック。 ※往復 25,000 円以上 50,000 円未満の場合は 5,000 円分キャッシュバック。 ※片道のみ利用でも 25,000 円以上の場合は 5,000 円分キャッシュバック。	<b>【対象期間】</b> 令和6年12月17日(火)～ 令和7年2月28日(金)  <b>【受付期間】</b> ・事前申込用フォーム 令和6年12月17日(火)～ 令和7年2月28日(金) ※予算額の上限に達し次第終了とする。  ・報告用フォーム 令和6年12月17日(火)～ 令和7年3月7日(金)	<b>【助成額】</b> 往復@10,000 円分／1名 片道@5,000 円分／1名 ※助成対象者1名につき、 期間内最大で10,000 円までの助成とする。  <b>【予算額】</b> 200万円

### (交付申請)

第3条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別途定める期間内に事前申込用フォーム上で、松山空港利用促進協議会事務局（以下「事務局」という。）に事前に申し込みを行うものとする。

2 申請者は、助成対象となる航空便を利用した後に、報告用フォーム上で、搭乗が確認できるもの（搭乗証明書、搭乗案内（改札機通過時発行）、各航空会社のカウンターや自動券売機で発行された搭乗券等）の画像データを添付のうえ、事務局に報告するものとし、当該報告をもって交付申請がなされたものとみなす。

(助成金の交付決定)

第4条 前条の規定により交付申請を受け付けた事務局は、内容を確認し適当と認めるときは、交付の決定を行うものとし、交付の決定は、助成金の支払いをもって代えるものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年12月17日から施行する。